

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書

一 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置 一

○ この計算書は、租税特別措置法第41条の19の特例の対象とされる、申告する年の1年間に生じた全ての所得金額が3.3億円を超える方が使用します。

なお、特例の適用の有無は、所得の種類やその金額又は控除の金額等に応じて異なりますので、この計算書の各欄及び書き方に沿って特例の適用判定を行い、適用がある場合は税額を計算をします。

(令和 年分)

氏名

1 基準所得金額の計算

総合課税の所得金額の計 (申告書第一表⑩欄に記載しようとする金額) (※1)		① (赤字のときは0)	円	※1 租税特別措置法第8条の5及び第37条の11の5に規定する確定申告不要制度(以下「申告不要制度」といいます。)を適用して、確定申告に含めないことを選択しようとする所得がある場合でも、その金額を加算した合計額を書いてください。
分離課税の所得金額	短期譲渡	一般分 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額)	②	
	長期譲渡	軽減分 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額)	③	
	一般分 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額)	④ (赤字のときは0)		
	定期譲渡	特定分 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額)	⑤	
	一般株式等の譲渡 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額) (※2)	⑥ (赤字のときは0)		
	上場株式等の譲渡 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額) (※1、2)	⑦ (赤字のときは0)		
	上場株式等の配当等 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額) (※1、2)	⑧ (赤字のときは0)		
	先物取引	引 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額) (※2)	⑨	
	山林所得金額 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額)	⑩ (赤字のときは0)		
	退職所得金額 (申告書第三表⑦欄に記載しようとする金額)	⑪		
	基準所得金額 (①から⑪までの合計額) (※1)	⑫ (赤字のときは0)	円	※2 本年分で差し引く繰越損失額 (申告書第三表⑦、⑧、⑨欄に記載される金額)がある場合には、申告書第三表⑦欄から⑨欄までの金額から繰越損失額を差し引いた後の金額を書いてください。

2 特例適用判定・税額の計算

特例適用判定	⑬ - 3.3億円 (※3)	⑭ (千円未満の端数切捨て) , 000	左記「通常の」とは、※1の申告不要制度を適用し、確定申告に含めないことを選択しようとする所得がある場合はその所得を除いて計算される所得税額及び復興特別所得税の額をいいます。上記に基づき計算した場合、申告書第一表の⑩欄に相当する金額です。
	⑭ × 22.5 %	⑮	
	通常の「所得税及び復興特別所得税の額」	⑯	
	申告不要制度を適用しようとする所得に係る源泉徴収税額 (所得税及び復興特別所得税)	⑰	
	租税特別措置法第41条の19の基準所得額 (⑯ + ⑰)	⑱	
	⑮ - ⑱ (※3)	⑲	
税額の計算	特例適用の場合の所得税の額 (申告書第一表⑩欄の金額)	⑳	※1の申告不要制度を適用しないで計算します。
	⑳ × 2.1 %	㉑	
	(申告不要制度を適用しないで計算した) 租税特別措置法第41条の19の基準所得額 (⑳ + ㉑)	㉒	
	⑲ - ㉒ (※3)	㉓	
	㉓ + ㉔	㉔	

申告書第一表の「税金の計算」欄の④欄に転記します。 ←

○ 計算の結果、②欄が黒字となる場合は特例の適用がありますので、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の19」と書いてください。この計算書を使用した場合、申告書と一緒に提出をお願いします。

特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書

一 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置 一

書 き 方

この計算書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第41条の19に規定する課税の特例の適用判定及び次の1に掲げる基準所得金額が一定の所得金額を超え、本特例の適用がある場合の税額の計算に使用します。

1 記載要領

(1) 「1 基準所得金額の計算」欄

「①」欄から「⑫」欄の各欄は、本年における各所得の金額を記載します。

なお、源泉徴収することを選択した特定口座内における上場株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る配当所得等など、確定申告不要制度を適用して確定申告に含めないことを選択できる所得がある場合も、同制度の適用がないものとして計算した所得金額を各欄へ記載します。

また、各欄の下段括弧書きは、上記の前提に基づき申告書を作成した場合における、この計算書の各欄に対応する申告書上の欄を示しています。各欄は特段の指示がある欄を除き、原則として申告書の記載要領に従って記載してください。ただし、本年分に繰り越した上場株式等に係る譲渡損失の額、純損失の金額又は雑損失の金額などがある場合には、これらの繰越損失を控除した後の金額を記載します。

(2) 「2 特例適用判定・税額の計算」欄

イ 「⑯」欄の計算の結果、赤字となる場合、金額の頭部に△を付けて記載します。

なお、赤字の場合、本特例の適用はありませんので、「⑯」欄以降は記載不要です。

ロ 「⑯」欄は、本特例の適用がないものとして仮で申告書を作成した場合における、**申告書第一表**の「税金の計算」欄の「所得税及び復興特別所得税の額」欄に相当する金額を記載します。

ハ 「⑯」欄は、「⑯」欄の計算において確定申告不要制度の適用を選択しようとする所得がある場合、その所得に係る源泉徴収税額を特定口座年間取引報告書などから記載します。

ニ 「⑯」欄の計算の結果、赤字となる場合、金額の頭部に△を付けて記載します。

なお、赤字の場合、本特例の適用はありませんので、「⑯」欄以降は記載不要です。

ホ 「⑯」欄は、「⑯」欄の計算の結果、黒字となる場合、(1)の基準所得金額を基に申告書を作成し、算出した**申告書第一表**の「税金の計算」欄の「差引所得税額」欄の金額を転記します。

ヘ 「⑯」欄が赤字の場合、本特例の適用はありませんので、「⑯」欄は記載不要です。

2 本特例の適用がある場合における留意事項

合計所得金額の要件がある配偶者控除や基礎控除、(特定増改築)住宅借入金等特別控除などの各種控除について、本特例の適用があることで各種控除の適用要件である合計所得金額を超えることとなった場合、当該控除の適用はありません。

また、確定申告不要制度の適用はできませんので、全ての所得を記入した申告書を作成してください。併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の19」と記載してください。

3 計算書の提出について

この計算書を使用した場合、申告書と一緒に提出をお願いします。

4 根拠条文等

措法第41条の19、租税特別措置法施行令第26条の28の3の2、措法通達41の19-2